慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法二八二〕 隠れた取立委任裏書と人的抗弁 (札幌高裁昭和五六年一月二九日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.4 (1988. 4) ,p.96- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880428-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　二八二〕　隠れた取立委任裏書と人的抗弁

（為替手形金請求控訴事件、札幌高裁昭和五二年（ネ）二八九号、昭和五六年一月二九日判決、判例時報一〇〇八号一八四頁）

〔判示事項〕

引受の原因関係が消滅した為替手形を取立委任の趣旨で取得した所持人は、債務者を害することを知っていたものというべきである。

〔参照条文〕

手形法一七条・一八条

〔事　実〕

Y（被告・控訴人）は、空地造成・販売等不動産業を営む会社であり、札幌市内に土地開発を計画したが、右開発区域が高台にあったため札幌市の上水道給水施設が完備しておらず、たまたま隣接地で団地内への給水事業を行っていた訴外A組合所有にかかる水道施設を使用することが必要になった。そこで、A組合の代理人と交渉した結果、Yが本件水道施設を現実に使用することを停止条件として、A組合はYに対し本件水道施設を使用させること、YはA組合に対し右使用の対価として権利金名義で四三〇万円を支払うことを内容とする契約が成立した。その際、Yは、右権利金の支払を為替手形で行いたい旨の希望を伝えたところ、A組合もこれを了承し早期の手形授受を求めて来たので、振出人欄および振出日欄のみ白地でその余の手形要件が具備されているY宛の為替手形（以下、本件手形という）に引受をした上で、これをA組合に交付した。A組合は、本件手形の交付を受けた後振出人欄に「A組合組合長B」というゴム印を押捺し、かつ振出日を昭和五〇年八月二三日と補充したが、右振出人名下に組合長印を押捺することを失念し、その後、本件手形所持人とX（原告・被控訴人）が、本訴提起後にA組合から右組合長印の押捺を受けた（本件手形の受取人はA組合と記載

されているので、これにより自己指図為替手形となった)。

Yは、その後設計変更等に手間どったため、開発許可申請手続を延伸し、本件水道施設も使用しないまま時日が経過していたが、昭和五〇年九月末頃札幌市水道局の担当官から、昭和五二年七月末頃までに本件開発地区内に市営の直圧式水道施設が設置されることになった旨を知らされたので、当時における不動産売買市場の状況が不振であることをも考慮し、本件開発行為を昭和五一年度に延期することを決定した。そして、これに対応して開発地区内の水道利用計画を根本的に改めることとし、A組合の代理人に対して右経緯により本件水道施設使用の必要性がなくなった旨を伝えるとともに、その後数回にわたり、右代理人を通じあるいは直接A組合理事長のBに対して、本件手形の返還を要求した。

これに対してBは、右のような事情はYの見込違いによる結果であり、A組合には本件手形を返還すべき義務はないとして拒否していたが、昭和五一年二月五日Yから内容証明郵便をもって、満期前日の同月九日までに本件手形の返還がないときは、民事・刑事上の手続をとることになる旨の最後通告を受けたので、急きょ本件手形を他に形式上譲渡して手形金の回収を図ることを考え、Bの知り合いであり、同人の経営にかかる不動産会社の従業員としてその取引に従事し、同時に不動産賃貸業等を事業目的とするX会社の代表者の実子で専務取締役の地位にあったCにその協力を得ることにした。こうして、Bは、昭和五一年二月五日Cに対し、A組合がYから本件手形の原因関係が消滅したことを理由に返還を要求されていることを説明したうえ、Cとの間には何ら手形授受の原因関係が存在しないにもかかわらず、本件手形をXに取立委任して手形金を取得してくれるように依頼したところ、同人もこれを承諾したので、A組合からXへ裏書を記載した上で本件手形を交付し、さらにCは、右趣旨に従い、同日Xに対して本件手形を交付した。

Xのに対する手形金請求が第一審判決(札幌地判昭和五二年一〇月二八日)では認容されたので、Yは、本件手形振出の無効および引受の原因関係消滅についてのXの悪意を主張して、控訴した。

〔判　旨〕

原判決取消、Xの請求棄却。

一、「Yは、将来A組合によって本件手形の白地が補充されて手形要件を具備するに至ったときは、引受人として本件手形上の債務を負担する意思をもって本件手形を引受け、且つ振出人たるA組合に交付したものであること、しかして、本件手形は、本訴提起後適法に手形要件を具備するに至ったことが認められるのであるから、本件手形が手形要件を具備した以降においては、Yの手形引受行為は完全に効力を生ずるものと解すべきであり、Yの主張は採用しない。」

二、「……BとCは、昭和五一年二月五日両者間に手形授受の原因関係が存在しないにも拘らず、専ら手形金の取立を図るた

めに本件手形を授受し、Cは、同日さらにこれを取立委任の趣旨でXに交付したものであり、本件手形裏面のA組合からXへの裏書記載は、単に形式を整えるために外観を作出したものに過ぎないものと認められるのである。そうすると、Xは本件手形取得の際、Yを害することを知っていたものというべきであるから、YはXに対して本件手形の原因関係消滅の抗弁をもって対抗することができるものとしなければならない」。

〔評　釈〕

結論的賛成。

一、Yの本件為替手形引受が有効であることは、手形行為の記載の順序は問題となるものではないから、当然であるといえる（大判明四〇・五・二九民録一三輯六〇五頁）。ただし、本判決は、Yの引受交付によって振出人欄および振出日欄白地の白地手形が成立し、A組合理事の振出人としての記名捺印をもって右白地欄が補充されたものと解しているが、現行手形法一〇条によれば、白地手形とは「未完成ニテ振出シタル」手形をいうものであって、理論的には、A組合理事の振出人としての記名捺印によって本件手形は成立するものと解すべきであり、ただ、振出以前になされた引受行為も、成立後の為替手形の引受としての効力を有するというにすぎない。もし、振出人欄白地のままで白地手形が成立するものとすれば、その補充権が手形とともに転々流通することになるが、振出人欄の署名はその者の手形行為の要素であって、第三者による要件の補充とはその性格を異にするものといわなければならない。

二、隠れた取立委任裏書に人的抗弁切断の効果がないという結果は、今日ほぼ一致して認められているところであるが、その理論構成は多岐に分れている。本判決の特色は、隠れた取立委任裏書の被裏書人は、手形法一七条但書の「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタル」者にあたると解しているところにある。

このように解する学説もあるが（田中耕・手形法小切手法概論三八一頁、高窪・手形小切手法通論一七二頁）、手形法一七条但書の「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタル」というのは、前者に対する人的抗弁事由につき悪意であることをいうものと解すべきであって、取得者の認識の有無という主観的事情に関する事実の問題であるから、隠れた取立委任裏書の被裏書人であることが当然にそれに該当するということにはならないものというべきである。

一方において、本判決は、「本件手形裏面のA組合からXへの裏書記載は、単に形式を整えるために外観を作出したものに過ぎないものと認められる」と判示しており、この判示からすれば、隠れた取立委任裏書によっては権利移転の効力が生じないものと解しているようにも読める（そのように解した場合には、Xの害意の認定は、単に人的抗弁切断の効果がないというだけの意味になろう）。隠れた取立委任裏書に権利移転的効力を認めない学説にも種々のものがあるが、本判決をこの立場に立つものと解し

た場合には、「単に形式を整える」という措辞からいって、いわゆる資格授与説によるものと解されよう。

資格授与説は、文言行為たる手形行為につき、公然の取立委任裏書の効力と隠れた取立委任裏書の効力とを同視するものであって、結局、手形法一八条の規定の意義を無視し去ることになってしまう。そればかりではなくて、隠れた取立委任裏書の被裏書人から譲渡裏書された取得者が、手形上の権利を承継することができなくなり、法の予定するところと大きく異なるものといわなければならない（この点を克服しようとするものが相対的権利移転説・新相対的権利移転説であるが、いずれも理論的根拠を欠く便宜的な見解である）。

おもうに、隠れた取立委任裏書の性質については、これを信託的裏書と解するほかなく、これに権利移転的効力を認めるべきであるが、ただ、その場合にも、当事者間には対価欠缺の人的抗弁事由があることはいうまでもない。そうだとすれば、振出人（本件では為替手形の引受人）と受取人（取立委任裏書の裏書人）との間に人的抗弁事由がある場合には、いわゆる「二重無権」の状態が生ずることになる。

いわゆる「二重無権」の場合につき、昭和四五年七月一六日の最高裁判決（民集二四巻七号一〇七七頁）は、「手形の支払を求める何らの経済的利益も有しないものと認められる手形所持人は、かかる抗弁切断の利益を享受しうべき地位にはない」ものと判示して、約束手形の振出人がその受取人に対する人的抗弁権をもって所持人にも対抗しうるものとしている。

所持人がその手形上の権利につき固有の経済的利益をもたないということは、振出人に対する権利の行使が直接に不当利得を構成することにほかならない。筆者は、人的抗弁事由を手形の無因性に対する利害調整規範としての不当利得の抗弁と解しており（倉沢・手形法の判例と論理一八九頁以下）、いわゆる「二重無権」の場合には、直接債務者と所持人との間にこれが認められるものと解しているが（倉沢・シンポジウム手形小切手法（木内＝倉沢＝庄子＝高窪＝田辺著）三四五頁）、隠れた取立委任裏書の場合にも、まったく同様の利益状況が現出するものといえる。

倉沢　康一郎